

平成26年度

# 地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

平成 26年度

# 地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

## は し が き

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「平成 26 年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和 39 年 12 月に昭和 38 年度版を発刊して以来、今回で 52 回目の刊行を迎えることとなりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

平成 28 年 3 月

総務省自治行政局公務員部福利課長

吉川 浩民



# 目 次

## 概 要

<b>第 1 制度の沿革</b> .....	3
1. 地方公務員の共済組合制度の沿革 .....	3
2. 社会保障協定の状況 .....	9
3. 地方議会議員の年金制度の沿革 .....	10
<b>第 2 制度の改正等</b> .....	11
1. 制度の改正 .....	11
2. 平成 26 年度における年金額の改定 .....	11
<b>第 3 制度の概要</b> .....	13
1. 地方公務員の共済組合制度の概要 .....	13
2. 地方団体関係団体職員年金制度等の概要 .....	21
3. 地方議会議員の年金制度の概要 .....	23
<b>第 4 事業の概要</b> .....	27
I 地方公務員共済組合の事業の概要 .....	27
[I] 組合及び組合員の概況 .....	27
1. 組合等の数 .....	27
2. 組合員数 .....	28
3. 被扶養者数 .....	32
4. 給料月額及び期末手当等の額 .....	33
[II] 短期給付の概況 .....	35
1. 収支の状況 .....	35
2. 短期財源率の状況 .....	40

3.	給付の状況	41
(1)	給付の種類	41
(2)	受診率等の状況	42
(3)	掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	42
(4)	給付実績	42
[Ⅲ]	長期給付の概況	49
1.	長期財源率の状況	49
2.	収入の状況	50
3.	給付の状況	51
4.	長期給付積立金の状況	56
[Ⅳ]	福祉事業の概況	59
Ⅱ	地方議会議員共済会の事業の概要	66
[Ⅰ]	地方議会議員の概況	66
[Ⅱ]	給付経理の財源	66
[Ⅲ]	収支の概況（給付経理）	66
<b>統 計 表 I（地方公務員等共済組合）</b>		
1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	68
2	福祉施設に関する調	72
3	短期法定給付支給状況調	74
4	短期附加給付支給状況調	84
5	長期給付支給状況調	86
6	年金種類別受給権者状況調	88
7	短期経理貸借対照表	90
8	同 損益計算書	92
9	長期経理貸借対照表	94
10	同 損益計算書	96
11	業務経理貸借対照表	98

12	同	損益計算書	100
13		保健経理貸借対照表	102
14	同	損益計算書	104
15		医療経理貸借対照表	108
16	同	損益計算書	110
17		宿泊経理貸借対照表	114
18	同	損益計算書	118
19		住宅経理貸借対照表	122
20	同	損益計算書	124
21		貯金経理貸借対照表	126
22	同	損益計算書	128
23		貸付経理貸借対照表	130
24	同	損益計算書	132
25		物資経理貸借対照表	136
26	同	損益計算書	140
27		財形経理貸借対照表	144
28	同	損益計算書	146
29		退職等年金給付準備業務経理貸借対照表	148
30	同	損益計算書	150

統計表 I の 2 指定都市職員共済組合  
都市職員共済組合  
市町村職員共済組合 の組合別内訳

1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	154
2	福祉施設に関する調	172
3	短期法定給付支給状況調	174
4	短期附加給付支給状況調	210
5	長期給付支給状況調（指定都市職員共済組合のみ）	218
6	年金種類別受給権者状況調（同 上）	224

7	短期経理貸借対照表	230
8	同 損益計算書	238
9	長期経理貸借対照表（指定都市職員共済組合のみ）	254
10	同 損益計算書（同 上）	258
11	業務経理貸借対照表	264
12	同 損益計算書	276
13	保健経理貸借対照表	292
14	同 損益計算書	308
15	宿泊経理貸借対照表	332
16	同 損益計算書	348
17	住宅経理貸借対照表（指定都市職員共済組合のみ）	372
18	同 損益計算書（同 上）	372
19	貯金経理貸借対照表	380
20	同 損益計算書	388
21	貸付経理貸借対照表	400
22	同 損益計算書	412
23	物資経理貸借対照表（市町村職員共済組合のみ）	432
24	同 損益計算書（同 上）	440
25	財形経理貸借対照表	450
26	同 損益計算書	458

**統計表 I の 3（再掲 地方公務員共済組合連合会）**

1	長期給付経理貸借対照表	474
2	同 損益計算書	474
3	基礎年金拠出金経理貸借対照表	475
4	同 損益計算書	475
5	業務経理貸借対照表	476
6	同 損益計算書	476

7	退職等年金給付準備業務経理貸借対照表	477
8	同 損益計算書	477

**統計表 I の 4 (再掲 全国市町村職員共済組合連合会)**

1	災害給付経理貸借対照表	480
2	同 損益計算書	480
3	保健給付経理貸借対照表	481
4	同 損益計算書	481
5	長期経理貸借対照表	482
6	同 損益計算書	482
7	業務経理貸借対照表	483
8	同 損益計算書	483
9	宿泊経理貸借対照表	484
10	同 損益計算書	484
11	団体信用生命保険経理貸借対照表	485
12	同 損益計算書	485
13	貸付債権共同保全経理貸借対照表	486
14	同 損益計算書	486
15	短期給付財政調整経理貸借対照表	487
16	同 損益計算書	487
17	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	488
18	同 損益計算書	488
19	育児・介護休業給付経理貸借対照表	489
20	同 損益計算書	489
21	財形経理貸借対照表	490
22	同 損益計算書	490
23	退職等年金給付準備業務経理貸借対照表	491
24	同 損益計算書	491

統計表Ⅱ（地方議会議員共済会）

1	議員数及び報酬に関する調	494
2	共済給付金支給状況調	494
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	494
4	給付経理貸借対照表	495
5	同 損益計算書	495
6	業務経理貸借対照表	496
7	同 損益計算書	496

# 概 要



# 第1 制度の沿革

## 1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退職料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。
- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育

職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあつては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた。（なお、平成 22 年 12

月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別個に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

(14) 平成 24 年 8 月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成

26年12月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた。(ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成27年10月から実施することとされた。)



## 2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日
ブラジル	○		平成 24 年 3 月 1 日
スイス	○	○	平成 24 年 3 月 1 日
ハンガリー	○	○	平成 26 年 1 月 1 日

### 3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5%引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

## 第2 制度の改正等

### 1 制度の改正

平成26年においては、「雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年法律第13号）」「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第328号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

#### (1) 育児休業手当金の暫定措置引上げ

雇用保険の被保険者が育児休業をする場合に支給される育児休業給付金について、給料日額の100分の50を支給することとされている給付割合（暫定措置）を、育児休業した期間が180日間に達するまでの間については、67%に引き上げることとされた。これに伴い、地方公務員等共済組合法においても、育児休業手当金について雇用保険法の改正に準じた改正を行うこととされたもの。

#### (2) 指定都市職員共済組合の全国市町村職員共済組合連合会への加入

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の一部の施行に伴い、平成26年12月1日から指定都市職員共済組合が市町村連合会へ加入することとされたことから、長期給付事業以外の市町村連合会が実施している事業の対象に、指定都市職員共済組合を加える等の所要の改正を行ったもの。

### 2 平成26年度における年金額の改定

平成26年平均の全国消費者物価指数は対前年度0.4%、対前年度比名目手取り賃金変動率はマイナス0.3%となった。本来水準の年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、物価変動率がプラスとならず、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、名目手取り賃金変動率で改定することとなる。一方、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置くこととされており、平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を

改正する法律（平成 24 年法律第 99 号）」により、本来水準との差を段階的に解消することとなっている。

平成 26 年度は、特例水準の年金額が、本来水準の年金額を上回っており（その差は 0.5%）、引き続き特例水準の額が支給されることとなった（平成 25 年 4 月比マイナス 1.7%、同年 10 月比マイナス 0.7%）。

### 第3 制度の概要

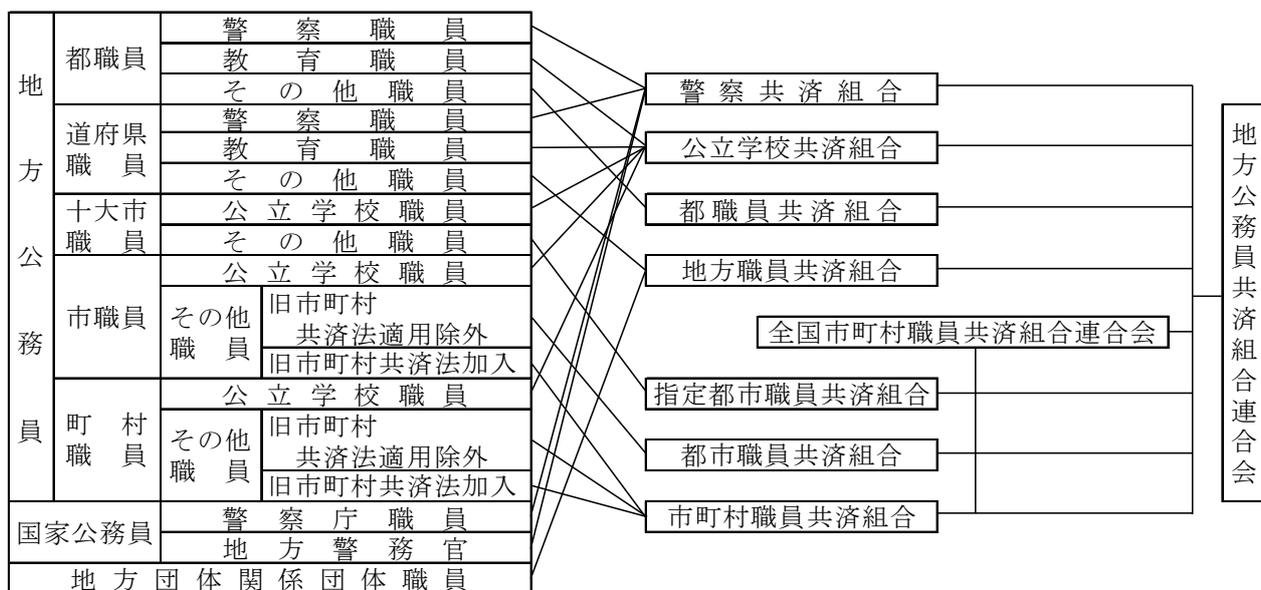
#### 1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

##### (1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

## (2) 地方公務員共済組合連合会

組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

イ 組合の長期給付（基礎年金拠出金に係る負担を含む。）に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。

ウ 長期給付積立金を管理すること。

エ 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

オ その他その目的を達成するために必要な事業。

## (3) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの。①長期給付の決定及び支払 ②長期給付に充てるべき積立金の積立て ③長期給付に係る業務上の余裕金の管理 ④その他総務省令で定める業務。

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するため、短期給付に係る財政調整事業を行うこと。

オ 構成組合が行う育児・介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児・介護休業手当金に係る共同事業を行うこと。

カ 災害給付積立金を管理すること。

キ 福祉事業を行うこと。

ク その他その目的を達成するために必要な事業。

なお、平成 18 年度まで各市町村職員共済組合及び都市職員共済組合ごとに行われてきた長期給付事業は、平成 19 年 4 月から市町村連合会において一元的に処理を行っている。（指定都市職員共済組合の長期給付事業については、平成 27 年 10 月から市町村連合会において一元的に処理することとされている。）

#### (4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織する組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

#### (5) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

## ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の 15 種類がある。

- 保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費並びに移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費
- ④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
- 休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
- 災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

## イ 長期給付

長期給付には、次の 4 種類がある。

- 退職給付……………①退職共済年金
- 障害給付……………②障害共済年金 ③障害一時金
- 遺族給付……………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

## (6) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の運営

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

- エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(7) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。また、子が3歳に達するまでの養育による部分休業の取得等に伴い給料が減額された場合、減額後の給料をもとに掛金及び負担金が算定される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている。（平成26年度については、特例措置により100分の6.875。）

イ 長期給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額及び公務上による給付に要する費用を地方公共団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方公共団体と組合員とが折半により負担することとされている。

ウ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得

た額と組合の事務に要する費用の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(7) 短期給付……………その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 長期給付……………その費用の予想額と掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことが出来るように算定し、またその費用は少なくとも5年ごとに再計算を行う。なお、平成16年の法改正により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の財政単位の一元化、厚生年金の財政計算における有限均衡方式（既に生まれている世代が概ね年金受給を終える100年程度の期間について、当該期間の終了時に保険給付に支障が生じない程度の水準の積立金を保有することとしつつ、給付と負担の均衡を図ることとする財政方式）の採用などを踏まえ、長期給付に要する費用は、その費用の予想額と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の予想額の合計額と、両共済の収入及び積立金の額の合計額とが、概ね100年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるように算定されることとされている。

(8) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者

を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

#### (9) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなことを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

#### (10) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)の公布の日(昭和56年11月20日)において現に組合員であった者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づく条例で定める日(定年退職日)まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が10年以上であり、

かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して6月を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

(11) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共済の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(12) 派遣職員に関する法の適用

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをする

こととされている。

### (13) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第 2 条 1 項第 1 号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

## 2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

- ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）
- イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる 4 種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

- ア 退職給付……………①退職共済年金
- イ 障害給付……………②障害共済年金 ③障害一時金
- ウ 遺族給付……………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前

の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

#### (4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

#### (5) 費用の負担

団体共済部が給付を行うために必要な費用は、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が、また業務上の給付に要する費用を地方団体関係団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方団体関係団体と団体組合員とが折半により負担することとされた。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされ、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成16年度以降においては、事務に要する費用に100分の60を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとする特例が設けられている。

### 3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 56 号。以下「廃止法」という。)により、平成 23 年 6 月 1 日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

## (1) 共 済 会

### ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

### イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

## (2) 給 付

### ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類である。

### イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一

時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年 6 月 1 日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10%を引き下げることにされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所

得金額ベース)との合計額が700万円を超えるときには、当該超える額の2分の1に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額(改正前:190.4万円)を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前(平成23年5月31日まで)

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ 制度廃止後(平成23年6月1日以後)

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成26年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額100分の25.9、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額100分の52.8とされている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和48年度までは実施されていなかったが、昭和49年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている(制度廃止後も同様)。

## 第4 事業の概要

### I 地方公務員共済組合の事業の概要

#### 〔I〕 組合及び組合員の概況

##### 1 組合等の数

平成26年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組 合 名	年 度		前年度との 比較増減
	平成26年度末	平成25年度末	
地方職員共済組合	1 ( 47 )	1 ( 47 )	0 ( 0 )
公立学校共済組合	1 ( 47 )	1 ( 47 )	0 ( 0 )
警察共済組合	1 ( 49 )	1 ( 49 )	0 ( 0 )
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	3	3	0
計	64 ( 143 )	64 ( 143 )	0 ( 0 )

(注) ( ) 内の数は、支部数である。

## 2 組合員数

平成 26 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,876,876 人、長期給付適用は 2,831,395 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,413,528 人（短期給付適用者全体の 83.9%）、地方公共団体の長である組合員 1,777 人（同 0.1%）、特定消防組合員 150,558 人（同 5.2%）、船員一般組合員 1,883 人（同 0.1%）、特定警察組合員 250,898 人（同 8.7%）及び任意継続組合員 58,232 人（同 2.0%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,413,527 人（長期給付適用者全体の 85.2%）、地方公共団体の長である組合員 1,781 人（同 0.1%）、特定消防組合員 150,558 人（同 5.3%）、長期組合員 11,741 人（同 0.4%）、船員一般組合員 1,883 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,007 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 250,898 人（同 8.9%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 11,158 人減少（0.4%減）しており、その内訳は、一般組合員 2,645 人減、地方公共団体の長である組合員 5 人減、特定消防組合員 327 人増、船員一般組合員 18 人減、特定警察組合員 1,109 人増及び任意継続組合員 9,926 人減となっている。長期給付適用は総数で 1,050 人減少（0.04%減）しており、その内訳は、一般組合員 2,645 人減、地方公共団体の長である組合員 5 人減、特定消防組合員 327 人増、長期組合員 186 人増、船員一般組合員 18 人減、継続長期組合員 4 人減、特定警察組合員 1,109 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,759,843 人（短期給付適用者全体の 61.2%）、女子組合員 1,117,033 人（同 38.8%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 13,859 人減少、女子組合員は 2,701 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,731,094 人（長期給付適用者全体の 61.1%）、女子組合員 1,100,301 人（同 38.9%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 6,769 人減少、女子組合員は 5,719 人増加している（第 2 表その(一)参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が 65.4%、警察共済組合が 88.4%、指定都市職員共済組合が 68.8%及び市町村職員共済組合が 62.4%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均

61.2%より高くなっているが、公立学校共済組合の49.3%、東京都職員共済組合の60.0%及び都市職員共済組合の58.7%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が65.0%、警察共済組合が88.4%、指定都市職員共済組合が68.9%、全国市町村職員共済組合連合会が62.1%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均61.1%より高くなっているが、公立学校共済組合の49.2%及び東京都職員共済組合の60.1%はこの平均より低くなっている（第2表その（二）参照）。

第2表 組合員数の状況

その（一） 組合員種別

（短期給付適用）

区 分 組合員の種類		平成26年度末		平成25年度末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員		人	%	人	%	人	%
	男	1,342,140	46.7	1,349,159	46.7	△ 7,019	△ 0.5
	女	1,071,388	37.2	1,067,014	36.9	4,374	0.4
	計	2,413,528	83.9	2,416,173	83.7	△ 2,645	△ 0.1
地方公共団体の 長である組合員	男	1,752	0.1	1,755	0.1	△ 3	△ 0.2
	女	25	0.0	27	0.0	△ 2	△ 7.4
	計	1,777	0.1	1,782	0.1	△ 5	△ 0.3
特定消防組合員	男	146,882	5.1	146,716	5.1	166	0.1
	女	3,676	0.1	3,515	0.1	161	4.6
	計	150,558	5.2	150,231	5.2	327	0.2
船員一般組合員	男	1,870	0.1	1,889	0.1	△ 19	△ 1.0
	女	13	0.0	12	0.0	1	8.3
	計	1,883	0.1	1,901	0.1	△ 18	△ 0.9
特定警察組合員	男	230,880	8.0	230,829	8.0	51	0.0
	女	20,018	0.7	18,960	0.7	1,058	5.6
	計	250,898	8.7	249,789	8.6	1,109	0.4
短 期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
任意継続組合員	男	36,319	1.3	43,354	1.5	△ 7,035	△ 16.2
	女	21,913	0.8	24,804	0.9	△ 2,891	△ 11.7
	計	58,232	2.0	68,158	2.4	△ 9,926	△ 14.6
合 計	男	1,759,843	61.2	1,773,702	61.4	△ 13,859	△ 0.8
	女	1,117,033	38.8	1,114,332	38.6	2,701	0.2
	計	2,876,876	100.0	2,888,034	100.0	△ 11,158	△ 0.4

## (長期給付適用)

区 分 組合員の種類		平成 26 年度 末		平成 25 年度 末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員	男	人 1,342,139	% 47.4	人 1,349,158	% 47.6	人 △ 7,019	% △ 0.5
	女	1,071,388	37.8	1,067,014	37.7	4,374	0.4
	計	2,413,527	85.2	2,416,172	85.3	△ 2,645	△ 0.1
地方公共団体の 長である組合員	男	1,756	0.1	1,759	0.1	△ 3	△ 0.2
	女	25	0.0	27	0.0	△ 2	△ 7.4
	計	1,781	0.1	1,786	0.1	△ 5	△ 0.3
特定消防組合員	男	146,882	5.2	146,716	5.2	166	0.1
	女	3,676	0.1	3,515	0.1	161	4.6
	計	150,558	5.3	150,231	5.3	327	0.2
長 期 組 合 員	男	6,600	0.2	6,538	0.2	62	0.9
	女	5,141	0.2	5,017	0.2	124	2.5
	計	11,741	0.4	11,555	0.4	186	1.6
特定消防長期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
船員一般組合員	男	1,870	0.1	1,889	0.1	△ 19	△ 1.0
	女	13	0.0	12	0.0	1	8.3
	計	1,883	0.1	1,901	0.1	△ 18	△ 0.9
継続長期組合員	男	967	0.0	974	0.0	△ 7	△ 0.7
	女	40	0.0	37	0.0	3	8.1
	計	1,007	0.0	1,011	0.0	△ 4	△ 0.4
特定警察組合員	男	230,880	8.2	230,829	8.1	51	0.0
	女	20,018	0.7	18,960	0.7	1,058	5.6
	計	250,898	8.9	249,789	8.8	1,109	0.4
特例継続組合員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
合 計	男	1,731,094	61.1	1,737,863	61.4	△ 6,769	△ 0.4
	女	1,100,301	38.9	1,094,582	38.6	5,719	0.5
	計	2,831,395	100.0	2,832,445	100.0	△ 1,050	△ 0.0

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第 29 条第 1 項、令附則第 43 条第 1 項若しくは第 45 条第 3 項の規定により、又は令附則第 44 条第 1 項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員である。
- (5) 「特定消防長期組合員」とは、長期組合員のうち令附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (6) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第 17 条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (7) 「継続長期組合員」とは、法第 140 条第 1 項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (8) 「特定警察組合員」とは、令附則第 30 条の 4 に規定する特定警察職員である組合員である。
- (9) 「特例継続組合員」とは、法附則第 28 条の 7 第 1 項の規定による申し出をした者である。
- (10) 「短期組合員」とは、次に掲げる組合員である。
  - ① 組合又は市町村連合会の役員である組合員である者のうち昭和 58 年法律第 59 号附則第 8 条第 2 項の規定により引き続き組合役員である者
  - ② 旧市町村職員共済組合の組合員であった者で昭和 39 年法律第 152 号による改正前の法附則第 31 条の規定により組合員となり、引き続き昭和 39 年法律第 152 号附則第 3 条の規定による申し出をしたもの。
- (11) 「任意継続組合員」とは、法第 144 条の 2 第 1 項の規定による申し出をした者である。

その(二) 組合別  
(短期給付適用)

区分 組合名		平成26年度末		平成25年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方職員 共済組合	男女計	195,274	65.4	197,392	66.0	△ 2,118	△ 1.1
	男女計	103,529	34.6	101,716	34.0	1,813	1.8
	男女計	298,803	100.0	299,108	100.0	△ 305	△ 0.1
公立学校 共済組合	男女計	478,140	49.3	482,614	49.4	△ 4,474	△ 0.9
	男女計	492,164	50.7	494,047	50.6	△ 1,883	△ 0.4
	男女計	970,304	100.0	976,661	100.0	△ 6,357	△ 0.7
警察共済組合	男女計	261,467	88.4	262,433	88.8	△ 966	△ 0.4
	男女計	34,310	11.6	33,122	11.2	1,188	3.6
	男女計	295,777	100.0	295,555	100.0	222	0.1
東京都職員 共済組合	男女計	73,157	60.0	73,093	59.8	64	0.1
	男女計	48,870	40.0	49,086	40.2	△ 216	△ 0.4
	男女計	122,027	100.0	122,179	100.0	△ 152	△ 0.1
指定都市職員 共済組合	男女計	117,135	68.8	117,954	69.2	△ 819	△ 0.7
	男女計	53,011	31.2	52,484	30.8	527	1.0
	男女計	170,146	100.0	170,438	100.0	△ 292	△ 0.2
市町村職員 共済組合	男女計	604,275	62.4	609,865	62.7	△ 5,590	△ 0.9
	男女計	363,770	37.6	362,792	37.3	978	0.3
	男女計	968,045	100.0	972,657	100.0	△ 4,612	△ 0.5
都市職員 共済組合	男女計	30,395	58.7	30,351	59.0	44	0.1
	男女計	21,379	41.3	21,085	41.0	294	1.4
	男女計	51,774	100.0	51,436	100.0	338	0.7
合計	男女計	1,759,843	61.2	1,773,702	61.4	△ 13,859	△ 0.8
	男女計	1,117,033	38.8	1,114,332	38.6	2,701	0.2
	男女計	2,876,876	100.0	2,888,034	100.0	△ 11,158	△ 0.4

(長期給付適用)

区分 組合名		平成26年度末		平成25年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方職員 共済組合	男女計	199,340	65.0	200,437	65.5	△ 1,097	△ 0.5
	男女計	107,539	35.0	105,351	34.5	2,188	2.1
	男女計	306,879	100.0	305,788	100.0	1,091	0.4
公立学校 共済組合	男女計	464,150	49.2	466,219	49.2	△ 2,069	△ 0.4
	男女計	479,952	50.8	480,516	50.8	△ 564	△ 0.1
	男女計	944,102	100.0	946,735	100.0	△ 2,633	△ 0.3
警察共済組合	男女計	259,013	88.4	259,513	88.8	△ 500	△ 0.2
	男女計	34,096	11.6	32,881	11.2	1,215	3.7
	男女計	293,109	100.0	292,394	100.0	715	0.2
東京都職員 共済組合	男女計	72,673	60.1	72,394	60.0	279	0.4
	男女計	48,165	39.9	48,287	40.0	△ 122	△ 0.3
	男女計	120,838	100.0	120,681	100.0	157	0.1
指定都市職員 共済組合	男女計	115,970	68.9	116,262	69.2	△ 292	△ 0.3
	男女計	52,444	31.1	51,749	30.8	695	1.3
	男女計	168,414	100.0	168,011	100.0	403	0.2
全国市町村職員 共済組合連合会	男女計	619,948	62.1	623,038	62.4	△ 3,090	△ 0.5
	男女計	378,105	37.9	375,798	37.6	2,307	0.6
	男女計	998,053	100.0	998,836	100.0	△ 783	△ 0.1
合計	男女計	1,731,094	61.1	1,737,863	61.4	△ 6,769	△ 0.4
	男女計	1,100,301	38.9	1,094,582	38.6	5,719	0.5
	男女計	2,831,395	100.0	2,832,445	100.0	△ 1,050	△ 0.0

(注)地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

### 3 被扶養者数

平成 26 年度末現在の被扶養者数は 2,826,680 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 59,445 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,876,876 人）1 人当たりの被扶養者数は 0.98 人で、前年と比較すると 0.02 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.30 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.80 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

区分 組合名	平成26年度末		平成25年度末		増 減		
	被扶養者数 人	組合員 1 人 当たり 人	被扶養者数 人	組合員 1 人 当たり 人	被扶養者数 人	伸び率 %	組合員 1 人 当たり 人
地方職員共済組合	323,907	1.08	333,158	1.11	△ 9,251	△ 2.8	△ 0.03
公立学校共済組合	812,106	0.84	835,332	0.86	△ 23,226	△ 2.8	△ 0.02
警察共済組合	383,238	1.30	383,533	1.30	△ 295	△ 0.1	0.00
東京都職員共済組合	97,563	0.80	99,493	0.81	△ 1,930	△ 1.9	△ 0.01
指定都市職員共済組合	181,682	1.07	186,041	1.09	△ 4,359	△ 2.3	△ 0.02
市町村職員共済組合	979,840	1.01	999,442	1.03	△ 19,602	△ 2.0	△ 0.02
都市職員共済組合	48,344	0.93	49,126	0.96	△ 782	△ 1.6	△ 0.03
合 計	2,826,680	0.98	2,886,125	1.00	△ 59,445	△ 2.1	△ 0.02

#### 4 給料月額及び期末手当等の額

平成26年度末現在の組合員の給料月額の総額は、短期給付適用が9,785億円、長期給付適用が9,635億円であり、それぞれ前年度と比較して、短期給付適用が305億円(3.2%)増、長期給付適用が335億円(3.6%)増となっている。これを組合員1人当たりの給料月額で見ると、短期給付適用340,128円、長期給付適用が340,287円となり、前年度と比較して、短期給付適用が11,860円(3.6%)増、長期給付適用が11,938円(3.6%)増となっている。

また、期末手当等の総額は、短期給付適用が4兆3,277億円、長期給付適用が4兆3,376億円であり、長期給付適用について前年度と比較すると1,414億円(3.4%)増となっている。これを組合員1人当たりの期末手当等の額で見ると、短期給付適用が1,504,317円、長期給付適用が1,531,958円となり、長期給付適用について前年度と比較すると50,493円(3.4%)増となっている(第4表参照)。

第4表 給料月額及び期末手当等の額の状況

##### その(一) 給料月額及び期末手当等の額

##### (短期給付適用)

区分 組合名	平成26年度末		平成25年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	101,830,626	455,204,302	96,728,329	437,670,702	5,102,298	5.3	17,533,600	4.0
公立学校共済組合	359,423,688	1,564,636,398	347,415,293	1,511,010,942	12,008,396	3.5	53,625,456	3.5
警察共済組合	96,038,640	431,729,337	91,513,956	421,322,176	4,524,684	4.9	10,407,161	2.5
東京都職員共済組合	38,289,086	191,591,592	38,595,031	187,657,307	△305,945	△0.8	3,934,285	2.1
指定都市職員共済組合	55,255,497	268,222,300	53,711,857	255,401,906	1,543,639	2.9	12,820,394	5.0
市町村職員共済組合	311,195,494	1,345,858,734	303,819,094	1,303,288,246	7,376,400	2.4	42,570,488	3.3
都市職員共済組合	16,473,455	70,489,979	16,266,922	67,655,112	206,532	1.3	2,834,867	4.2
合計	978,506,486	4,327,732,642	948,050,481	4,184,006,391	30,456,005	3.2	143,726,251	3.4

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある(以下、概要部分の表について同じ)。

## (長期給付適用)

区分 組合名	平成26年度末		平成25年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	104,235,333	470,306,090	98,752,579	452,089,727	5,482,754	5.6	18,216,363	4.0
公立学校共済組合	351,432,794	1,563,472,614	338,025,112	1,510,399,437	13,407,682	4.0	53,073,177	3.5
警察共済組合	95,358,756	431,505,171	90,587,887	421,294,009	4,770,869	5.3	10,211,162	2.4
東京都職員共済組合	37,983,092	191,677,486	38,117,847	188,404,162	△ 134,755	△ 0.4	3,273,324	1.7
指定都市職員共済組合	54,676,769	267,394,126	52,952,871	255,272,224	1,723,899	3.3	12,121,902	4.7
全国市町村職員 共済組合連合会	319,799,797	1,413,222,868	311,592,921	1,368,708,252	8,206,876	2.6	44,514,616	3.3
合 計	963,486,542	4,337,578,355	930,029,217	4,196,167,811	33,457,325	3.6	141,410,544	3.4

## その(二) 組員1人当たりの給料月額及び期末手当等の額

## (短期給付適用)

区分 組合名	平成26年度末		平成25年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	340,795	1,523,426	323,389	1,463,253	17,406	5.4	60,173	4.1
公立学校共済組合	370,424	1,612,522	355,717	1,547,119	14,707	4.1	65,403	4.2
警察共済組合	324,699	1,459,645	309,634	1,425,529	15,065	4.9	34,116	2.4
東京都職員共済組合	313,776	1,570,075	315,889	1,535,921	△ 2,113	△ 0.7	34,154	2.2
指定都市職員共済組合	324,753	1,576,424	315,140	1,498,503	9,613	3.1	77,921	5.2
市町村職員共済組合	321,468	1,390,285	312,360	1,339,926	9,108	2.9	50,359	3.8
都市職員共済組合	318,180	1,361,494	316,256	1,315,326	1,924	0.6	46,168	3.5
合 計	340,128	1,504,317	328,268	1,448,739	11,860	3.6	55,578	3.8

## (長期給付適用)

区分 組合名	平成26年度末		平成25年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	339,663	1,532,546	322,945	1,478,442	16,718	5.2	54,104	3.7
公立学校共済組合	372,240	1,656,042	357,043	1,595,377	15,197	4.3	60,665	3.8
警察共済組合	325,335	1,472,166	309,814	1,440,844	15,521	5.0	31,322	2.2
東京都職員共済組合	314,331	1,586,235	315,856	1,561,175	△ 1,525	△ 0.5	25,060	1.6
指定都市職員共済組合	324,657	1,587,719	315,175	1,519,378	9,482	3.0	68,341	4.5
全国市町村職員 共済組合連合会	320,424	1,415,980	311,956	1,370,303	8,468	2.7	45,677	3.3
合 計	340,287	1,531,958	328,349	1,481,465	11,938	3.6	50,493	3.4

## 〔Ⅱ〕 短期給付の概況

## 1 収支の状況

平成26年度の短期経理の収支は組合全体で、収入2兆148億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出1兆9,175億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引973億円の黒字決算となっている。なお、平成25年度は349億円の黒字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が89.0%（前年度88.9%）、利息及び配当金が0.1%（同0.1%）、その他の収入が4.4%（同4.1%）、前年度繰越支払準備金が6.6%（同6.9%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では669億円（3.4%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金608億円（3.5%）増、利息及び配当金1億円（12.7%）増、その他の収入77億円（9.6%）増、前年度繰越支払準備金19億円（1.4%）減である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が37.4%（前年度37.4%）、休業給付が5.0%（同4.4%）、災害給付が0.0%（同0.1%）、附加給付が0.6%（同0.7%）、老人保健拠出金が0.0%（同0.0%）、退職者給付

拠出金が 3.6% (同 4.4%)、前期高齢者納付金が 17.0% (同 17.5%)、後期高齢者支援金が 16.7% (同 16.9%)、その他の支出が 12.6% (同 11.7%)、次年度繰越支払準備金が 7.0% (同 6.9%) となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 44 億円 (0.2%) 増加しており、その内訳は、保健給付が 8 億円 (0.1%) 増、休業給付が 130 億円 (15.5%) 増、災害給付が 16 億円 (82.9%) 減、附加給付が 16 億円 (12.6%) 減、老人保健拠出金が 70 万円 (6.6%) 減、退職者給付拠出金が 141 億円 (16.9%) 減、前期高齢者納付金が 78 億円 (2.3%) 減、後期高齢者支援金が 33 億円 (1.0%) 減、その他の支出が 177 億円 (7.9%) 増、次年度繰越支払準備金が 12 億円 (0.9%) 増である (第 5 表その (二) 参照)。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額 (年度末組合員で年間収入額を除いて得た額) は、前年度 599,592 円に対し、本年度は 623,068 円 (3.9%増) である。



## 第5表 短期経理の収支状況

### その（一） 組合別収支状況

組合名	収入 (A)			
	平成26年度	平成25年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	219,251,427	210,919,472	8,331,956	4.0
公立学校共済組合	648,801,679	634,264,642	14,537,038	2.3
警察共済組合	182,712,324	174,737,996	7,974,327	4.6
東京都職員共済組合	74,358,636	68,819,504	5,539,132	8.0
指定都市職員共済組合	126,876,486	120,444,238	6,432,248	5.3
全国市町村職員共済組合連合会	44,934,116	34,581,736	10,352,380	29.9
市町村職員共済組合	681,956,650	668,097,432	13,859,219	2.1
都市職員共済組合	35,911,281	36,077,777	△ 166,497	△ 0.5
合計	2,014,802,599	1,947,942,797	66,859,803	3.4

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期

### その（二） 費用別収支状況

費目	収入 (A)					
	平成26年度		平成25年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	888,415,208	44.1	854,654,893	43.9	33,760,316	4.0
掛金	878,443,982	43.6	846,280,084	43.4	32,163,898	3.8
任意継続掛金	25,629,220	1.3	30,706,359	1.6	△ 5,077,138	△ 16.5
利息及び配当金	1,152,307	0.1	1,022,791	0.1	129,515	12.7
その他	88,355,888	4.4	80,618,734	4.1	7,737,154	9.6
小計	1,881,996,606	93.4	1,813,282,862	93.1	68,713,744	3.8
前年度繰越支払準備金	132,805,994	6.6	134,659,935	6.9	△ 1,853,941	△ 1.4
合計	2,014,802,599	100.0	1,947,942,797	100.0	66,859,803	3.4

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成26年度	平成25年度	増 減	増減率	平成26年度	平成25年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
203,191,871	201,070,380	2,121,491	1.1	16,059,557	9,849,092
601,717,541	607,944,382	△ 6,226,841	△ 1.0	47,084,139	26,320,260
175,544,201	176,413,619	△ 869,418	△ 0.5	7,168,123	△ 1,675,622
71,675,052	71,487,351	187,701	0.3	2,683,583	△ 2,667,847
121,651,252	119,968,605	1,682,647	1.4	5,225,234	475,633
40,913,411	39,325,942	1,587,469	4.0	4,020,705	△ 4,744,206
667,093,005	662,417,153	4,675,853	0.7	14,863,645	5,680,279
35,702,128	34,443,333	1,258,795	3.7	209,152	1,634,444
1,917,488,461	1,913,070,764	4,417,697	0.2	97,314,138	34,872,033

給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

区 分 費 目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B) 千円
	平成26年度		平成25年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	
保 健 給 付	716,673,630	37.4	715,846,655	37.4	826,975	0.1	平成26年度 97,314,138
休 業 給 付	96,651,196	5.0	83,655,815	4.4	12,995,381	15.5	
災 害 給 付	320,161	0.0	1,872,686	0.1	△ 1,552,525	△ 82.9	
附 加 給 付	11,339,021	0.6	12,971,703	0.7	△ 1,632,682	△ 12.6	平成25年度 34,872,033
老人保健拠出金	9,359	0.0	10,022	0.0	△ 663	△ 6.6	
退職者給付拠出金	69,247,396	3.6	83,304,539	4.4	△ 14,057,143	△ 16.9	
前期高齢者納付金	326,342,326	17.0	334,096,705	17.5	△ 7,754,380	△ 2.3	
後期高齢者支援金	320,814,838	16.7	324,071,339	16.9	△ 3,256,501	△ 1.0	
病床転換支援金	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	242,133,145	12.6	224,435,306	11.7	17,697,839	7.9	
小 計	1,783,531,072	93.0	1,780,264,770	93.1	3,266,302	0.2	
次年度繰越支払準備金	133,957,389	7.0	132,805,994	6.9	1,151,395	0.9	
合 計	1,917,488,461	100.0	1,913,070,764	100.0	4,417,697	0.2	

期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その(三) 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成26年度		平成25年度		増		減	
	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	増減率	1人当たりの額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	204,796,850	685,391	196,195,380	655,935	8,601,470	4.4	29,456	4.5
公立学校共済組合	602,931,577	621,384	588,069,350	602,122	14,862,227	2.5	19,262	3.2
警察共済組合	167,672,197	566,887	159,701,652	540,345	7,970,545	5.0	26,542	4.9
東京都職員共済組合	68,700,337	562,993	63,077,791	516,274	5,622,546	8.9	46,719	9.0
指定都市職員共済組合	114,551,938	673,257	108,794,552	638,323	5,757,386	5.3	34,934	5.5
市町村職員共済組合	602,233,935	622,114	584,988,718	601,434	17,245,216	2.9	20,680	3.4
都市職員共済組合	31,601,577	610,375	30,813,892	599,072	787,686	2.6	11,303	1.9
合 計	1,792,488,411	623,068	1,731,641,336	599,592	60,847,075	3.5	23,476	3.9

(注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金、負担金を含む。  
 2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。

2 短期財源率の状況

平成26年度末現在の短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

平成15年度から総報酬制が導入され、各共済組合において、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用するよう短期財源率の算定が行われている。

第6表 短期財源率の状況

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

①給料に乗じる率 (単位:%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	60.23	60.23	120.46	14.08	2.96	大阪市職員共済組合	77.00	77.00	154.00	17.50	2.00
公立学校共済組合	50.75	50.75	101.50	12.16	3.30	神戸市職員共済組合	63.75	63.75	127.50	15.00	3.75
警察共済組合	51.05	51.05	102.10	17.18	3.30	広島市職員共済組合	55.10	55.10	110.20	12.25	5.00
東京都職員共済組合	50.0625	50.0625	100.125	14.76	4.40	北九州市職員共済組合	57.86	57.86	115.72	13.90	4.05
札幌市職員共済組合	67.15	67.15	134.30	15.70	4.30	福岡市職員共済組合	58.70	58.70	117.40	15.50	3.10
川崎市職員共済組合	52.50	52.50	105.00	13.00	4.50	北海道都市職員共済組合	62.50	62.50	125.00	15.60	7.325
横浜市職員共済組合	49.00	49.00	98.00	12.80	1.90	仙台市職員共済組合	58.75	58.75	117.50	14.40	3.75
名古屋市職員共済組合	59.00	59.00	118.00	14.60	5.00	愛知県都市職員共済組合	57.05	57.05	114.10	13.40	6.50
京都市職員共済組合	61.25	61.25	122.50	15.00	4.70						

②期末手当等に乗じる率 (単位:%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	48.18	48.18	96.36	11.26	2.36	大阪市職員共済組合	61.60	61.60	123.20	14.00	1.60
公立学校共済組合	40.60	40.60	81.20	9.72	2.64	神戸市職員共済組合	51.00	51.00	102.00	12.00	3.00
警察共済組合	40.84	40.84	81.68	13.74	2.64	広島市職員共済組合	44.08	44.08	88.16	9.80	4.00
東京都職員共済組合	40.05	40.05	80.10	11.80	3.52	北九州市職員共済組合	46.288	46.288	92.576	11.12	3.24
札幌市職員共済組合	53.72	53.72	107.44	12.56	3.44	福岡市職員共済組合	46.96	46.96	93.92	12.40	2.48
川崎市職員共済組合	42.00	42.00	84.00	10.40	3.60	北海道都市職員共済組合	50.00	50.00	100.00	12.48	5.86
横浜市職員共済組合	39.20	39.20	78.40	10.24	1.52	仙台市職員共済組合	47.00	47.00	94.00	11.52	3.00
名古屋市職員共済組合	47.20	47.20	94.40	11.68	4.00	愛知県都市職員共済組合	45.64	45.64	91.28	10.72	5.20
京都市職員共済組合	49.00	49.00	98.00	12.00	3.76						

その(二) 市町村職員共済組合

①給料に乗じる率

(単位:%)

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	58.80	58.80	117.60	15.10	4.30	滋賀県	56.70	56.70	113.40	13.90	4.10
青森県	59.45	59.45	118.90	14.50	3.65	京都府	61.90	61.90	123.80	15.60	5.90
岩手県	60.50	60.50	121.00	14.60	2.30	大阪府	64.50	64.50	129.00	14.00	4.00
宮城県	60.50	60.50	121.00	14.70	4.00	兵庫県	59.85	59.85	119.70	14.00	4.35
秋田県	60.25	60.25	120.50	14.40	3.6875	奈良県	63.00	63.00	126.00	15.30	4.75
山形県	55.50	55.50	111.00	13.30	4.70	和歌山県	61.80	61.80	123.60	14.40	5.00
福島県	58.75	58.75	117.50	13.00	3.90	鳥取県	63.30	63.30	126.60	14.40	7.25
茨城県	55.50	55.50	111.00	14.70	5.25	島根県	61.95	61.95	123.90	13.30	3.70
栃木県	55.60	55.60	111.20	13.90	5.95	岡山県	65.25	65.25	130.50	13.80	4.00
群馬県	57.50	57.50	115.00	15.30	4.475	広島県	59.50	59.50	119.00	14.30	3.00
埼玉県	56.00	56.00	112.00	14.20	5.00	山口県	60.00	60.00	120.00	13.70	5.40
千葉県	54.25	54.25	108.50	13.90	5.60	徳島県	58.75	58.75	117.50	13.80	4.50
東京都	55.50	55.50	111.00	13.30	6.00	香川県	58.75	58.75	117.50	13.60	6.00
神奈川県	56.25	56.25	112.50	14.50	4.30	愛媛県	70.85	70.85	141.70	15.20	5.00
新潟県	53.30	53.30	106.60	14.50	6.00	高知県	65.60	65.60	131.20	13.20	5.25
富山県	51.10	51.10	102.20	13.20	4.25	福岡県	60.80	60.80	121.60	14.30	3.75
石川県	59.40	59.40	118.80	13.30	5.90	佐賀県	62.50	62.50	125.00	15.00	3.00
福井県	58.40	58.40	116.80	13.40	5.30	長崎県	67.55	67.55	135.10	15.30	3.75
山梨県	61.25	61.25	122.50	14.20	4.50	熊本県	64.75	64.75	129.50	14.60	3.775
長野県	54.00	54.00	108.00	13.60	5.30	大分県	61.90	61.90	123.80	13.30	4.00
岐阜県	58.25	58.25	116.50	14.30	3.70	宮崎県	69.25	69.25	138.50	14.90	7.40
静岡県	54.75	54.75	109.50	13.40	2.50	鹿児島県	70.85	70.85	141.70	15.70	3.01
愛知県	54.50	54.50	109.00	13.50	4.70	沖縄県	70.25	70.25	140.50	15.30	4.725
三重県	59.45	59.45	118.90	13.80	4.50	平均	60.18	60.18	120.35	14.20	4.58

②期末手当等に乗じる率

(単位:%)

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	47.04	47.04	94.08	12.08	3.44	滋賀県	45.36	45.36	90.72	11.12	3.28
青森県	47.56	47.56	95.12	11.60	2.92	京都府	49.52	49.52	99.04	12.48	4.72
岩手県	48.40	48.40	96.80	11.68	1.84	大阪府	51.60	51.60	103.20	11.20	3.20
宮城県	48.40	48.40	96.80	11.76	3.20	兵庫県	47.88	47.88	95.76	11.20	3.48
秋田県	48.20	48.20	96.40	11.52	2.95	奈良県	50.40	50.40	100.80	12.24	3.80
山形県	44.40	44.40	88.80	10.64	3.76	和歌山県	49.44	49.44	98.88	11.52	4.00
福島県	47.00	47.00	94.00	10.40	3.12	鳥取県	50.64	50.64	101.28	11.52	5.80
茨城県	44.40	44.40	88.80	11.76	4.20	島根県	49.56	49.56	99.12	10.64	2.96
栃木県	44.48	44.48	88.96	11.12	4.76	岡山県	52.20	52.20	104.40	11.04	3.20
群馬県	46.00	46.00	92.00	12.24	3.58	広島県	47.60	47.60	95.20	11.44	2.40
埼玉県	44.80	44.80	89.60	11.36	4.00	山口県	48.00	48.00	96.00	10.96	4.32
千葉県	43.40	43.40	86.80	11.12	4.48	徳島県	47.00	47.00	94.00	11.04	3.60
東京都	44.40	44.40	88.80	10.64	4.80	香川県	47.00	47.00	94.00	10.88	4.80
神奈川県	45.00	45.00	90.00	11.60	3.44	愛媛県	56.68	56.68	113.36	12.16	4.00
新潟県	42.64	42.64	85.28	11.60	4.80	高知県	52.48	52.48	104.96	10.56	4.20
富山県	40.88	40.88	81.76	10.56	3.40	福岡県	48.64	48.64	97.28	11.44	3.00
石川県	47.52	47.52	95.04	10.64	4.72	佐賀県	50.00	50.00	100.00	12.00	2.40
福井県	46.72	46.72	93.44	10.72	4.24	長崎県	54.04	54.04	108.08	12.24	3.00
山梨県	49.00	49.00	98.00	11.36	3.60	熊本県	51.80	51.80	103.60	11.68	3.02
長野県	43.20	43.20	86.40	10.88	4.24	大分県	49.52	49.52	99.04	10.64	3.20
岐阜県	46.60	46.60	93.20	11.44	2.96	宮崎県	55.40	55.40	110.80	11.92	5.92
静岡県	43.80	43.80	87.60	10.72	2.00	鹿児島県	56.68	56.68	113.36	12.56	2.408
愛知県	43.60	43.60	87.20	10.80	3.76	沖縄県	56.20	56.20	112.40	12.24	3.78
三重県	47.56	47.56	95.12	11.04	3.60	平均	48.14	48.14	96.28	11.36	3.67

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの(法定給付)と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの(附加給付)とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成 26 年度の組合別受診率、1 件当たり金額及び 1 人当たりの金額は、第 9 表のとおりであるが、受診率については平均 16.66 件（前年度と比較して 0.11 件減）、1 件当たり金額については平均 11,525 円（同 1.0%増）、1 人当たり金額については平均 236,649 円（同 0.5%増）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、45.4%（前年度 46.3%）となっている。これを組合別にみると、警察職員共済組合が 50.8%で最も高く、地方職員共済組合が 41.5%で最も低くなっている（第 10 表参照）。

(4) 給付実績

平成 26 年度の給付実績は、法定給付件数が 6,960 万件（ほかに附加給付 28 万件）、法定給付額が 8,136 億円（ほかに附加給付額 113 億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は 7,167 億円（法定給付全体の 88.1%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が 6,819 億円（同 83.8%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が 347 億円（同 4.3%）である。また、休業給付は 967 億円（同 11.9%）、災害給付は 3 億円（同 0.0%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付 8 億円（対前年度比 0.1%）増、休業給付 130 億円（同 15.5%）増、災害給付 16 億円（同 82.9%）減となっている（第 11 表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付 90 億円、休業給付 12 億円、結婚手当金 12 億円で、合計 113 億円となっており、前年度と比較すると、全体で 16 億円（同 12.6%）減少している。これを給付別にみると、保健給付 3 億円（同 3.5%）減、休業給付 4 千万円（同 3.3%）増、災害給付 1 千万円（同 100.0%）減、入院附加金 2 百万円（同 100.0%）減、結婚手当金 13 億円（同 52.8%）減となっている（第 12 表参照）。

## 第7表 法定給付の内容

(平成26年度末現在)

種 類	内 容
療 養 の 給 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務によらない病気、負傷</li> <li>1 診察</li> <li>2 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>3 処置、手術その他の治療</li> <li>4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</li> <li>5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>
入 院 時 食 事 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合</li> <li>○ 基準額から標準負担額(1食につき260円)を控除した額</li> </ul>
入 院 時 生 活 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合</li> <li>○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額</li> </ul>
保 険 外 併 用 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>
療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>
訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>
移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合</li> <li>○ 移送に要した費用</li> </ul>
家 族 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が療養を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>
家 族 移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合</li> <li>○ 移送に要した費用</li> </ul>
高 額 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給 (70歳未満の者の高額療養費算定基準額)</li> <li style="margin-left: 20px;">ア 組合員が市町村住民税非課税者等である場合 35,400円</li> <li style="margin-left: 20px;">イ 給料月額が224,000円未満の組合員及びその被扶養者 57,600円</li> <li style="margin-left: 20px;">ウ 給料月額が224,000円以上424,000円未満の組合員及びその被扶養者 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</li> <li style="margin-left: 20px;">エ 給料月額が424,000円以上664,000円未満の組合員及びその被扶養者 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</li> <li style="margin-left: 20px;">オ 給料月額が664,000円以上の組合員及びその被扶養者 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</li> </ul>
高 額 介 護 合 算 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給</li> </ul>
出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員が出産したとき</li> <li>○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)</li> </ul>
家 族 出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が出産したとき</li> <li>○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)</li> </ul>
埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給</li> <li>○ 50,000円</li> </ul>
家 族 埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が死亡したとき</li> <li>○ 50,000円</li> </ul>
傷 病 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、継続性の病気3年)</li> <li>○ 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)</li> </ul>
出 産 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員が出産したとき</li> <li>○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間</li> <li>○ 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)</li> </ul>
休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合</li> <li>○ 所定の期間1日につき給料日額の100分の60</li> </ul>
育 児 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで)</li> <li>○ 1日につき給料日額の100分の40(ただし、当分の間100分の50(育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67))×政令で定める数値(1.25)</li> </ul>
介 護 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で3月を越えない期間)</li> <li>○ 1日につき給料日額の100分の40×政令で定める数値(1.25)</li> </ul>
弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき</li> <li>○ 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)</li> </ul>
家 族 弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき</li> <li>○ 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)×100分の70</li> </ul>
災 害 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき</li> <li>○ 損害の程度に応じ給料×政令で定める数値(1.25)の3月分~0.5月分</li> </ul>

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

(平成26年度末現在)

	家族療養費	家族訪問看護 療養費	一部負担金 払戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病手当金	結婚 手当金
地方職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満は不払 ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満は不払 ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満は不払 ※上位所得者の場合40,000円	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			傷病手当金期間経過後6月間、 1日につき給料日額×2/3× 1.25	
公立学校	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上	1件につき 40,000円
警察	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	
都職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	
札幌市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合41,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合41,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合41,000円						
川崎市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、 1日につき給料日額×2/3× 1.25	
横浜市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		
名古屋 市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、 1日につき給料日額×2/3× 1.25	
京都市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合40,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		
大阪市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円 法第65条第2 項に該当する ときは、埋葬 料と附加金を 合算した額が 埋葬に要した 費用を超えな い額	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後(傷病 手当金附加金の全部を支給し ないときは、その支給を始めた 日から)6月間、1日につき給料 日額×2/3×1.25 資格喪失後の給付はなし	
神戸市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	
広島市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、 1日につき給料日額×2/3× 1.25	
北九州 市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円		
福岡市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨 て) ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨 て) ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨 て) ※上位所得者の場合40,000円	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、 1日につき給料日額×2/3× 1.25	
北海道 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨 て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨 て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨 て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円			1件につき 30,000円	1件につき 30,000円		
仙台市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合40,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合40,000円			1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		
愛知県 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払 ※上位所得者の場合50,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		

その（二） 市町村職員共済組合

（平成26年度末現在）

区分 組合名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家族療養費基礎控除			家族訪問看護療養費 基礎控除			一部負担金払戻金 基礎控除			出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金						
				一	般	適用月	上	位	一	般	適用月	上						位	一	般	適用月	上	位
				円	円	円	円	円	円	円	円	円						円	円	円	千円	千円	千円
北海道	11,338,116	98,941	0.87	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
青森	5,746,377	61,629	1.07	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
岩手	4,286,742	34,732	0.81	25,000	4	25,000	25,000	4	25,000	25,000	4	25,000											
宮城	5,181,750	37,297	0.72	25,000	4	25,000	25,000	4	25,000	25,000	4	25,000			50	50							
秋田	4,579,900	32,297	0.71	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			20	20							
山形	4,365,811	36,527	0.84	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	30	6						
福島	7,415,076	40,166	0.54	25,000	4	25,000	25,000	4	25,000	25,000	4	25,000			50	50							
茨城	6,845,594	65,812	0.96	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	30	30	50	50							
栃木	4,794,254	31,600	0.66	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
群馬	5,434,929	43,832	0.81	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	10	10	50	50							
埼玉	15,665,664	178,088	1.14	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	20	20	50	50							
千葉	15,113,731	166,515	1.10	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	20	20	50	50	6						
東京	7,608,466	61,072	0.80	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	20	20	50	50							
神奈川	8,870,955	73,722	0.83	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	5	5	50	50							
新潟	6,815,337	44,489	0.65	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
富山	3,383,231	22,745	0.67	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
石川	3,627,402	25,828	0.71	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
福井	2,440,187	18,276	0.75	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
山梨	2,958,819	20,099	0.68	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
長野	6,894,739	68,325	0.99	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
岐阜	6,267,976	40,265	0.64	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000			50	50							
静岡	9,784,273	97,832	1.00	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000	30	30	50	50							
愛知	6,162,823	35,550	0.58	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000			50	50							
三重	5,449,444	51,968	0.95	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
滋賀	4,359,791	30,372	0.70	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
京都	3,674,744	32,742	0.89	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
大阪	14,950,580	180,298	1.21	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	20	20	50	50	6						
兵庫	11,195,460	113,132	1.01	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000	25,000	10	30,000	20	20	30	30							
奈良	4,496,529	36,699	0.82	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
和歌山	3,831,018	28,205	0.74	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			30	30							
鳥取	2,070,852	14,767	0.71	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
島根	3,035,055	26,335	0.87	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50	6						
岡山	5,370,891	39,077	0.73	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
広島	5,505,154	37,683	0.68	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			30	30							
山口	4,756,476	40,904	0.86	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			30	30							
徳島	2,828,404	23,110	0.82	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			50	50							
香川	2,996,713	22,101	0.74	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000	25,000	4	30,000			30	30	6						
愛媛	4,293,100	34,497	0.80	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
高知	3,029,893	23,265	0.77	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
福岡	6,922,973	52,717	0.76	25,000	8	30,000	25,000	8	30,000	25,000	8	30,000											
佐賀	2,680,352	22,516	0.84	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
長崎	4,456,829	44,590	1.00	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
熊本	6,448,215	68,731	1.07	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
大分	3,623,224	31,003	0.86	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
宮崎	3,310,000	28,829	0.87	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000			50	50							
鹿児島	5,775,909	54,578	0.94	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
沖縄	4,425,256	49,499	1.12	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000	25,000	4	33,000											
合計	275,069,016	2,423,255	0.88	25,000		31,404	25,000		31,404	25,000		31,404											

- (注) 1. 家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額の支給率は、100%である。  
 2. 傷病手当金附加金は、法定給付期間満了後の支給期間の延長月数である。  
 3. 「法定給付総額」及び「附加給付総額」欄は、各組合毎に千円未満の端数処理を行った。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別

区分 組合名	受診率				1件当たり金額				1人当たり金額				
	組合員 1人当たり	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者	合計	被扶養者		合計
		組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり								組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり	
地方職員共済組合	8.16 ( 8.10 )	9.00 ( 9.13 )	8.30 ( 8.19 )	17.16 ( 17.23 )	10,728 ( 10,825 )	12,049 ( 12,225 )	11,420 ( 11,567 )	111,790 ( 111,479 )	131,656 ( 135,098 )	121,452 ( 121,290 )	243,446 ( 246,577 )		
公立学校共済組合	9.05 ( 8.99 )	6.89 ( 6.93 )	8.23 ( 8.11 )	15.94 ( 15.92 )	10,198 ( 10,172 )	12,409 ( 12,174 )	11,153 ( 11,044 )	115,880 ( 114,584 )	102,978 ( 101,678 )	123,038 ( 118,881 )	218,858 ( 216,263 )		
警察共済組合	6.86 ( 7.19 )	11.47 ( 11.89 )	8.85 ( 9.16 )	18.33 ( 19.08 )	11,097 ( 10,741 )	11,652 ( 11,090 )	11,444 ( 10,959 )	95,225 ( 96,226 )	161,001 ( 158,635 )	124,258 ( 122,246 )	256,226 ( 254,861 )		
東京都職員共済組合	8.89 ( 8.94 )	7.23 ( 7.33 )	9.05 ( 9.00 )	16.12 ( 16.27 )	10,282 ( 10,221 )	11,950 ( 12,016 )	11,030 ( 11,030 )	119,758 ( 119,740 )	106,999 ( 108,705 )	133,829 ( 133,492 )	226,757 ( 228,445 )		
指定都市職員共済組合	8.61 ( 8.61 )	9.12 ( 9.32 )	8.54 ( 8.54 )	17.74 ( 17.93 )	10,954 ( 10,926 )	12,690 ( 12,394 )	11,847 ( 11,689 )	120,515 ( 120,092 )	139,347 ( 139,091 )	130,500 ( 127,426 )	259,862 ( 259,139 )		
市町村職員共済組合	8.09 ( 8.09 )	8.54 ( 8.57 )	8.44 ( 8.34 )	16.63 ( 16.66 )	10,964 ( 10,954 )	12,848 ( 12,719 )	11,932 ( 11,862 )	111,755 ( 111,416 )	131,994 ( 131,210 )	130,405 ( 127,694 )	243,750 ( 242,626 )		
都市職員共済組合	7.96 ( 7.93 )	8.16 ( 8.28 )	8.74 ( 8.67 )	16.12 ( 16.21 )	10,752 ( 10,844 )	12,684 ( 12,451 )	11,730 ( 11,665 )	108,521 ( 108,636 )	124,736 ( 124,430 )	133,585 ( 130,281 )	233,257 ( 233,066 )		
平均	8.36 ( 8.37 )	8.30 ( 8.40 )	8.45 ( 8.41 )	16.66 ( 16.77 )	10,637 ( 10,602 )	12,419 ( 12,224 )	11,525 ( 11,414 )	112,250 ( 111,751 )	124,399 ( 123,825 )	126,608 ( 123,907 )	236,649 ( 235,576 )		

(注) 1. ( ) 内の数は、平成25年度の実績である。

2. 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

3. 「1人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

4. 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受診率				1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者		合計
		組合員1人当たり	被扶養者1人当たり						組合員1人当たり	被扶養者1人当たり	
件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
北海道	7.09	7.60	7.38	14.69	13,102	14,745	13,952	120,281	135,535	131,637	255,816
青森県	7.77	8.78	8.44	16.54	11,744	13,443	12,645	118,872	148,018	142,351	266,890
岩手県	7.99	8.65	8.23	16.64	11,191	12,880	12,069	115,391	137,144	130,520	252,536
宮城県	8.31	8.07	8.66	16.39	10,496	12,383	11,425	113,237	124,671	133,800	237,908
秋田県	8.12	9.13	8.82	17.26	11,290	13,817	12,627	122,812	158,115	152,623	280,927
山形県	8.32	8.63	9.16	16.95	9,913	12,266	11,111	105,703	131,224	139,329	236,927
福島県	8.07	8.92	8.85	16.99	10,282	12,876	11,644	109,058	141,334	140,299	250,391
茨城県	8.23	8.06	8.15	16.29	10,902	11,984	11,437	114,671	118,087	119,461	232,758
栃木県	8.55	8.54	8.90	17.09	10,650	12,947	11,798	112,706	131,131	136,619	243,837
群馬県	7.70	8.72	8.90	16.42	10,278	11,543	10,950	96,792	119,669	122,162	216,461
埼玉県	8.37	8.53	8.87	16.90	10,602	11,963	11,289	113,289	124,426	129,289	237,715
千葉県	8.40	7.46	8.51	15.86	10,609	12,704	11,594	114,396	115,471	131,726	229,868
東京都	8.72	7.18	8.80	15.90	10,266	12,216	11,147	116,250	107,745	131,983	223,995
神奈川県	8.20	8.77	8.50	16.96	10,440	12,083	11,289	112,170	130,047	126,065	242,217
新潟県	7.82	7.85	8.06	15.67	10,396	13,297	11,849	103,771	128,836	132,362	232,608
富山県	7.76	5.50	8.29	13.25	11,514	13,814	12,468	107,661	87,837	132,323	195,498
石川県	7.28	6.55	7.79	13.83	12,053	14,918	13,410	107,143	113,083	134,470	220,226
福井県	7.43	6.70	7.90	14.13	12,853	13,911	13,354	113,152	106,261	125,348	219,412
山梨県	7.42	8.13	8.50	15.55	10,951	13,549	12,308	102,628	133,146	139,351	235,773
長野県	7.36	7.25	7.50	14.61	10,486	13,704	12,084	97,531	117,675	121,797	215,206
岐阜県	7.95	9.05	9.19	17.00	10,614	11,951	11,326	104,130	129,050	131,042	233,180
静岡県	7.66	7.69	8.27	15.35	10,813	12,573	11,694	104,054	117,464	126,300	221,518
愛知県	8.15	8.04	9.32	16.19	9,903	11,624	10,758	99,597	111,962	129,758	211,559
三重県	8.63	8.39	8.66	17.02	10,127	12,044	11,072	109,540	120,350	124,195	229,891
滋賀県	7.75	7.46	7.95	15.21	10,707	12,998	11,831	104,468	116,055	123,586	220,523
京都府	8.10	8.23	7.92	16.34	11,576	13,714	12,653	113,102	130,193	125,285	243,295
大阪府	8.93	9.42	8.72	18.35	10,669	13,316	12,028	118,232	146,030	135,181	264,262
兵庫県	8.23	9.31	8.53	17.54	11,174	13,067	12,179	115,748	144,686	132,606	260,434
奈良県	8.77	9.41	8.55	18.18	12,033	14,215	13,162	125,122	153,992	139,905	279,114
和歌山県	8.58	9.25	8.87	17.83	10,609	12,149	11,408	107,672	130,140	124,769	237,812
鳥取県	7.82	8.68	8.29	16.50	9,863	13,176	11,606	99,293	138,208	131,897	237,501
島根県	7.62	9.11	8.00	16.73	11,386	13,744	12,669	110,389	149,626	131,459	260,016
岡山県	8.10	9.77	8.94	17.87	10,900	11,801	11,393	106,689	136,133	124,514	242,822
広島県	8.16	8.36	7.94	16.53	11,446	13,255	12,362	118,906	134,860	128,091	253,766
山口県	8.06	9.29	8.29	17.35	11,695	12,700	12,233	118,536	145,267	129,655	263,803
徳島県	8.91	9.41	9.64	18.32	11,259	14,142	12,740	121,143	156,741	160,480	277,883
香川県	8.20	8.04	8.91	16.24	10,901	13,753	12,313	112,582	129,735	143,863	242,317
愛媛県	7.95	9.96	8.50	17.91	10,605	12,518	11,668	101,768	145,680	124,423	247,448
高知県	7.82	8.01	8.21	15.83	11,167	13,902	12,550	110,871	133,287	136,749	244,158
福岡県	8.41	9.72	8.61	18.13	11,943	12,797	12,401	122,546	148,528	131,607	271,074
佐賀県	8.31	9.54	8.49	17.85	10,966	11,982	11,509	115,957	139,878	124,427	255,835
長崎県	8.02	10.06	8.15	18.08	11,236	11,663	11,474	113,018	142,535	115,478	255,553
熊本県	8.14	9.94	8.73	18.08	11,290	13,661	12,594	115,199	163,097	143,204	278,296
大分県	7.05	9.31	8.03	16.35	12,427	12,508	12,473	109,251	139,174	120,009	248,425
宮崎県	7.77	9.30	7.88	17.07	11,597	12,019	11,827	113,392	138,226	117,047	251,618
鹿児島県	7.94	11.20	8.02	19.14	11,427	12,203	11,881	114,359	163,514	117,169	277,873
沖縄県	7.74	9.37	7.28	17.11	11,287	14,728	13,171	109,388	165,070	128,205	274,458
平均	8.09	8.54	8.44	16.63	10,964	12,848	11,932	111,755	131,994	130,405	243,750

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 組合名	掛金+負担金		法定給付		収入に対する 法定給付 の割合
	千円	円	千円	円	
地方職員共済組合	204,796,850	685,391	85,086,421	284,758	41.5 ( 43.3 )
公立学校共済組合	602,931,577	621,384	267,671,751	275,864	44.4 ( 44.2 )
警察共済組合	167,672,197	566,887	85,216,702	288,111	50.8 ( 52.7 )
東京都職員共済組合	68,700,337	562,993	32,670,607	267,733	47.6 ( 51.5 )
指定都市職員共済組合	114,551,938	673,257	51,114,874	300,418	44.6 ( 46.2 )
市町村職員共済組合	602,233,935	622,114	277,171,983	286,321	46.0 ( 47.0 )
都市職員共済組合	31,601,577	610,375	14,712,649	284,171	46.6 ( 46.9 )
合 計	1,792,488,411	623,068	813,644,987	282,822	45.4 ( 46.3 )

(注) 1. 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。  
2. 割合の( )内の数は、平成25年度の実績である。

第11表 法定給付の給付実績

区分 給付別	平成26年度		平成25年度		増 減			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
保健給付	69,079,289	716,673,630	69,333,933	715,846,655	△ 254,644	△ 0.4	826,975	0.1
内訳								
医療費	68,991,571	681,929,812	69,245,721	681,288,681	△ 254,150	△ 0.4	641,131	0.1
その他	87,718	34,743,818	88,212	34,557,974	△ 494	△ 0.6	185,844	0.5
休業給付	524,376	96,651,196	507,658	83,655,815	16,718	3.3	12,995,381	15.5
災害給付	465	320,161	2,072	1,872,686	△ 1,607	△ 77.6	△ 1,552,525	△ 82.9
合 計	69,604,130	813,644,987	69,843,662	801,375,156	△ 239,532	△ 0.3	12,269,831	1.5

第 12 表 附加給付の給付実績

区分 給付別	平成 26 年度		平成 25 年度		増 減			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	258,008	8,951,089	279,088	9,272,868	△ 21,080	△ 7.6	△ 321,779	△ 3.5
休業給付	5,031	1,196,892	5,018	1,159,205	13	0.3	37,687	3.3
災害給付	0	0	45	13,165	△ 45	△ 100.0	△ 13,165	△ 100.0
入院附加金	0	0	272	1,935	△ 272	△ 100.0	△ 1,935	△ 100.0
結婚手当金	21,383	1,191,040	32,948	2,524,530	△ 11,565	△ 35.1	△ 1,333,490	△ 52.8
合 計	284,422	11,339,021	317,371	12,971,703	△ 32,949	△ 10.4	△ 1,632,682	△ 12.6

### 〔Ⅲ〕 長期給付の概況

#### 1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約 3 年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年 1 月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成 6 年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成 8 年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成 2 年 4 月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組

合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年 9 月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成 26 年 9 月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成 27 年 10 月から段階的に引き上げていくことが法定化されたことを踏まえ、この法定化前の平成 27 年 9 月までの財源率を引き上げることとされた。(第 13 表参照)。

第 13 表 長期財源率の状況

(平成 26 年度末現在)

区 分	長期財源率 (千分率)				
	財 源 率	掛金の率		負担金の率	
		給 料 に乗じる率	期末手当等 に乗じる率	給 料 に乗じる率	期末手当等 に乗じる率
地方公務員共済組合連合会	169.24				
<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 一般組合員</li> <li>└ 特別職</li> </ul>		105.7750	84.62	105.7750	84.62
		84.62	84.62	84.62	84.62

## 2 収入の状況

長期経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金が主なものである。

平成 26 年度の負担金収入は 2 兆 9,128 億円、掛金収入は 1 兆 5,447 億円、利息及び配当金収入は 1 兆 4,629 億円で、この三者の計は 5 兆 9,204 億円となり、基礎年金交付金 1,698 億円、財政調整拠出金 69 億円及びその他の収入（償

還差益、財産処分益等) 88 億円を含めた収入全体の計は 6 兆 1,059 億円となっている。

収入額については前年度と比較すると、負担金が 374 億円 (1.3%) 増、掛金が 714 億円 (4.8%) 増、利息及び配当金が 2,223 億円 (17.9%) 増、基礎年金交付金が 138 億円 (7.5%) 減、財政調整拠出金が 146 億円 (67.9%) 減、その他の収入が 6 億円 (7.7%) 増となっており、全体では 3,034 億円 (5.2%) の増加となっている (第 14 表その (二) 参照)。

### 3 給付の状況

平成 26 年度の給付額は、全体で 4 兆 3,520 億円であり、前年度の 4 兆 5,574 億円と比較して 2,054 億円減少し、減少率は 4.5% である。給付額の伸びを年金の種類別にみると、退職年金が 5.1% 減、障害年金 (公務外) が 1.2% 減、遺族年金 (公務外) が 1.8% 減、その他が 6.5% 減となっている (第 15 表参照)。

次に、平成 26 年度末現在における年金の種類別受給権者数の状況をみると、年金受給権者の総数は 2,981,103 人で、退職年金が 2,216,489 人 (全体の 74.4%)、減額退職年金が 58,030 人 (同 1.9%)、通算退職年金が 10,580 人 (同 0.4%)、障害年金が 51,090 人 (同 1.7%)、遺族年金が 644,009 人 (同 21.6%)、その他が 905 人 (同 0.0%) となっている (第 16 表参照)。

第14表 長期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

区分 組合名	収 入 (A)			
	平成26年度	平成25年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	2,345,689,779	2,091,300,674	254,389,105	12.2
地方職員共済組合	549,199,418	537,459,789	11,739,629	2.2
公立学校共済組合	1,958,469,662	1,978,440,820	△ 19,971,159	△ 1.0
警察共済組合	585,174,037	511,666,001	73,508,036	14.4
東京都職員共済組合	217,280,210	228,250,152	△ 10,969,942	△ 4.8
指定都市職員共済組合	310,562,352	290,038,649	20,523,703	7.1
全国市町村職員共済組合連合会	1,746,939,797	1,714,640,393	32,299,404	1.9
合 計	7,713,315,255	7,351,796,479	361,518,776	4.9

(注) 1. 収入額については前年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金、  
ていない。

2. 地方公務員共済組合連合会の数値は、連合会単独の経理単位のものであり、基礎年金拠出金経理

その(二) 費用別収支状況

区分 費 目	収 入					
	平成26年度		平成25年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金 (うち追加費用)	2,912,842,106 (646,772,273)	6.6 (1.5)	2,875,409,124 (739,101,370)	6.5 (1.7)	37,432,982 (△ 92,329,097)	1.3 (△ 12.5)
掛 金	1,544,659,926	3.5	1,473,276,501	3.3	71,383,425	4.8
利息及び配当金	1,462,917,387	3.3	1,240,641,247	2.8	222,276,140	17.9
基礎年金交付金	169,793,521	0.4	183,596,478	0.4	△ 13,802,958	△ 7.5
年金保険者拠出金還付金	-	0.0	0	0.0	0	0.0
財政調整拠出金	6,892,149	0.0	21,458,784	0.0	△ 14,566,635	△ 67.9
そ の 他	8,788,980	0.0	8,160,478	0.0	628,502	7.7
小 計	6,105,894,069	13.8	5,802,542,612	13.1	303,351,456	5.2
組 合 払 込 金	7,587,527	0.0	32,061	0.0	7,555,466	23565.9
連 合 会 交 付 金	8,611,000	0.0	8,195,000	0.0	416,000	5.1
基礎年金拠出金負担金	1,421,429,187	3.2	1,357,430,375	3.1	63,998,812	4.7
基礎年金交付金連合会交付金	169,793,472	0.4	183,596,430	0.4	△ 13,802,958	△ 7.5
前年度繰越支払準備金	29,477	0.0	43,922	0.0	△ 14,446	△ 32.9
前年度繰越長期給付積立金	36,680,282,057	82.6	36,815,863,652	83.4	△ 135,581,595	△ 0.4
前年度繰越基礎年金拠出金 負担金充当金	89	0.0	891	0.0	△ 802	△ 90.0
合 計	44,393,626,877	100.0	44,167,704,943	100.0	225,921,934	0.5

(注) 1. 負担金には払込金を含む。

2. 収入額の前年度繰越長期給付積立金及び支出額の次年度繰越長期給付積立金には、地方公務員共

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成26年度	平成25年度	増 減	増減率	平成26年度	平成25年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
1,609,099,743	1,557,492,084	51,607,659	3.3	736,590,036	533,808,590
685,415,505	704,909,226	△ 19,493,722	△ 2.8	△ 136,216,087	△ 167,449,438
2,131,385,553	2,201,143,806	△ 69,758,253	△ 3.2	△ 172,915,891	△ 222,702,986
533,291,327	532,650,136	641,191	0.1	51,882,710	△ 20,984,135
279,688,470	289,679,928	△ 9,991,458	△ 3.4	△ 62,408,260	△ 61,429,776
370,127,030	380,062,376	△ 9,935,346	△ 2.6	△ 59,564,678	△ 90,023,727
1,790,807,269	1,821,455,763	△ 30,648,495	△ 1.7	△ 43,867,472	△ 106,815,370
7,399,814,897	7,487,393,321	△ 87,578,424	△ 1.2	313,500,358	△ 135,596,842

また、支出額には次年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金は含まれ  
を含む。

区 分 費 目	支 出					
	平成26年度		平成25年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退職給付	3,482,480,090	7.8	3,672,223,982	8.3	△ 189,743,891	△ 5.2
障害給付	33,228,932	0.1	33,598,805	0.1	△ 369,872	△ 1.1
遺族給付	835,645,557	1.9	850,833,970	1.9	△ 15,188,413	△ 1.8
短期在留脱退一時金	16,282	0.0	16,755	0.0	△ 473	△ 2.8
恩給組合条例給付	515,899	0.0	617,945	0.0	△ 102,047	△ 16.5
旧市町村共済法給付	108,422	0.0	114,559	0.0	△ 6,138	△ 5.4
基礎年金拠出金	1,421,429,227	3.2	1,357,431,226	3.1	63,998,002	4.7
年金保険者拠出金	7,969,304	0.0	7,450,179	0.0	519,125	7.0
財政調整拠出金	-	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	10,293,002	0.0	15,852,035	0.0	△ 5,559,033	△ 35.1
小 計	5,791,686,715	13.0	5,938,139,454	13.4	△ 146,452,739	△ 2.5
連 合 会 払 込 金	8,294,523	0.0	32,061	0.0	8,262,462	25,771.1
組 合 交 付 金	8,611,000	0.0	8,195,000	0.0	416,000	5.1
基礎年金拠出金負担金	1,421,429,187	3.2	1,357,430,375	3.1	63,998,812	4.7
基礎年金交付金支払金	169,793,472	0.4	183,596,430	0.4	△ 13,802,958	△ 7.5
次年度繰越支払準備金	18,264	0.0	29,477	0.0	△ 11,213	△ 38.0
次年度繰越長期給付積立金	36,993,793,619	83.3	36,680,282,057	83.0	313,511,562	0.9
次年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	98	0.0	89	0.0	9	9.8
合 計	44,393,626,877	100.0	44,167,704,943	100.0	225,921,934	0.5

済組合連合会の長期給付積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

(平成 26 年度末現在)

区分 年金の種類	給付 件数	給付 金額	1 件当たり 金額	給付金額 の割合
	件	千円	円	%
退職年金	12,935,615 ( 12,867,930 )	3,393,168,542 ( 3,576,468,726 )	262,312 ( 277,937 )	78.0 ( 78.5 )
障害年金（公務外）	151,212 ( 147,686 )	31,298,194 ( 31,675,440 )	206,982 ( 214,478 )	0.7 ( 0.7 )
遺族年金（公務外）	3,642,634 ( 3,589,092 )	831,574,906 ( 846,615,764 )	228,289 ( 235,886 )	19.1 ( 18.6 )
その他	446,872 ( 468,261 )	95,953,539 ( 102,646,086 )	214,723 ( 219,207 )	2.2 ( 2.3 )
合計	17,176,333 ( 17,072,969 )	4,351,995,181 ( 4,557,406,015 )	253,372 ( 266,937 )	100.0 ( 100.0 )

- (注) 1. ( ) 内の数は、平成 25 年度の実績である。  
 2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。  
 3. 障害年金には、障害共済年金を含む。  
 4. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

第16表 年金種類別受給権者状況

(平成26年度末現在)

年金の種類	区 分	受給権者数	年 金 額	1人当たり 平均年金額
		人	千円	円
退職年金		2,216,489 ( 2,160,381 )	3,582,474,560 ( 3,583,435,011 )	1,616,283 ( 1,658,705 )
内訳	20年以上	1,955,260 ( 1,918,611 )	3,513,139,801 ( 3,516,167,834 )	1,796,763 ( 1,832,663 )
	20年未満	261,229 ( 241,770 )	69,334,759 ( 67,267,177 )	265,418 ( 278,228 )
減額退職年金		58,030 ( 59,690 )	85,678,737 ( 89,048,911 )	1,476,456 ( 1,491,856 )
通算退職年金		10,580 ( 12,122 )	8,357,701 ( 9,677,831 )	789,953 ( 798,369 )
障害年金		51,090 ( 49,830 )	62,903,116 ( 62,581,888 )	1,231,222 ( 1,255,908 )
内訳	公務等	1,082 ( 1,082 )	3,215,400 ( 3,269,537 )	2,971,719 ( 3,021,753 )
	公務外	50,008 ( 48,748 )	59,687,715 ( 59,312,351 )	1,193,563 ( 1,216,714 )
遺族年金		644,009 ( 635,556 )	946,016,000 ( 940,528,368 )	1,468,948 ( 1,479,851 )
内訳	公務等	3,388 ( 3,429 )	6,188,646 ( 6,344,448 )	1,826,637 ( 1,850,233 )
	公務外	640,621 ( 632,127 )	939,827,354 ( 934,183,920 )	1,467,057 ( 1,477,842 )
その他		905 ( 991 )	280,238 ( 313,875 )	309,655 ( 316,726 )
合 計		2,981,103 ( 2,918,570 )	4,685,710,350 ( 4,685,585,885 )	1,571,804 ( 1,605,439 )

- (注) 1. ( ) 内の数は、平成25年度の実績である。  
2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。  
3. 減額退職年金には、退職共済年金の繰上げ支給分を含む。  
4. 障害年金には、障害共済年金を含む。  
5. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。  
6. その他は、通算遺族年金の数値である。

#### 4 長期給付積立金の状況

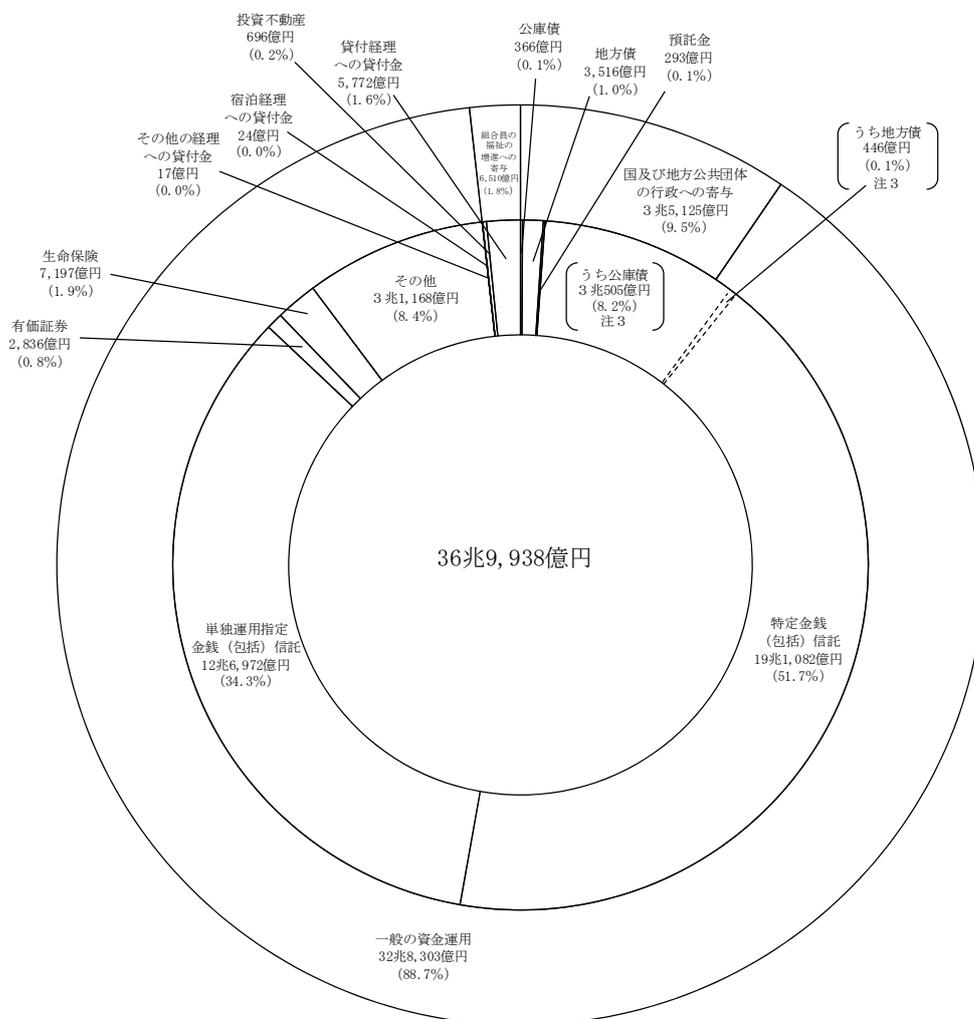
平成 26 年度末における長期給付積立金の総額は 36 兆 9,938 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 18 兆 2,654 億円であり、最も少ないのは地方職員共済組合の 5,703 億円である。

また、平成 26 年度において増加した長期給付積立金の総額は約 3,135 億円（対前年度比 0.9%増）であり、その内訳は、地方公務員共済組合連合会が 7,366 億円（同 4.2%増）、警察共済組合が 519 億円（同 2.2%増）となっている（第 17 表参照）。

この長期給付積立金を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」とこととされている。長期給付積立金についてみれば、(1)貸付信託等による一般的な資金運用、(2)地方公共団体の行政目的の実現に資するよう、(ア)地方公共団体金融機構の発行する債券の取得、及び(イ)地方債の引受け並びに、(3)組合員の福祉の増進に資するよう、(ア)組合員の貸付に充てるための貸付経理に対する貸付け、(イ)その他各福祉経理に対する貸付け、及び(ウ)投資不動産による職員住宅等の取得等、の方法により運用されており、平成 26 年度末における運用状況は、第 1 図のとおりである。



# 第1図 長期給付積立金の運用状況



注1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。  
 注2 公庫債には、平成20年10月1日に発足した地方公営企業等金融機構が発行した債券を含む。  
 注3 努力義務運用分である。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成26年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 64組合
- (2) 医療経理 3組合
- (3) 宿泊経理 45組合
- (4) 住宅経理 2組合
- (5) 貯金経理 51組合
- (6) 貸付経理 64組合
- (7) 物資経理 29組合
- (8) 財形経理 22組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成26年度末現在)

組合名	経理名								
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0
東京都職員共済組合	1	0	1	0	0	1	0	0	0
指定都市職員共済組合	10	0	1	0	3	10	0	0	0
市町村職員共済組合	47	0	36	0	44	47	27	20	0
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	3	0	2	0
計	64	3	43	2	51	64	29	22	0

## (2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成26年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合										
札幌市		○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋		○	—	—	—	○	○	—	—	—
京都市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
広島市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計		10	0	1	0	3	10	0	0	0
都市職員共済組合										
北海道都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計		3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計		13	0	3	0	6	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成26年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	北	○	—	○	—	○	○	○	—	—
青森	青	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岩手	岩	○	—	—	—	○	○	○	—	—
宮城	宮	○	—	○	—	○	○	○	—	—
秋田	秋	○	—	—	—	○	○	—	—	—
山形	山	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福島	福	○	—	○	—	○	○	—	—	—
茨城	茨	○	—	○	—	○	○	○	○	—
栃木	栃	○	—	○	—	○	○	○	○	—
群馬	群	○	—	—	—	○	○	○	—	—
埼玉	埼	○	—	○	—	○	○	○	○	—
千葉	千	○	—	○	—	○	○	○	○	—
東京都	東	○	—	○	—	○	○	○	○	—
神奈川県	神	○	—	○	—	○	○	○	—	—
新潟県	新	○	—	○	—	○	○	—	○	—
富山県	富	○	—	○	—	○	○	—	○	—
石川県	石	○	—	○	—	○	○	—	○	—
福井県	福	○	—	○	—	○	○	—	—	—
山梨県	山	○	—	○	—	○	○	—	○	—
長野県	長	○	—	○	—	—	○	○	○	—
岐阜県	岐	○	—	○	—	○	○	—	—	—
静岡県	静	○	—	—	—	○	○	○	—	—
愛知県	愛	○	—	○	—	○	○	—	—	—
三重県	三	○	—	○	—	○	○	○	—	—
滋賀県	滋	○	—	○	—	○	○	—	○	—
京都府	京	○	—	○	—	○	○	—	—	—
大阪府	大	○	—	○	—	—	○	—	—	—
兵庫県	兵	○	—	○	—	○	○	—	—	—
奈良県	奈	○	—	—	—	○	○	—	—	—
和歌山県	和	○	—	—	—	○	○	—	—	—
鳥取県	鳥	○	—	○	—	○	○	○	—	—
島根県	島	○	—	○	—	○	○	—	—	—
岡山県	岡	○	—	—	—	○	○	○	—	—
広島県	広	○	—	—	—	○	○	—	—	—
山口県	山	○	—	○	—	○	○	—	—	—
徳島県	徳	○	—	○	—	○	○	—	—	—
香川県	香	○	—	○	—	○	○	—	—	—
愛媛県	愛	○	—	○	—	○	○	○	—	—
高知県	高	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福岡県	福	○	—	—	—	○	○	○	○	—
佐賀県	佐	○	—	—	—	○	○	—	○	—
長崎県	長	○	—	—	—	○	○	—	○	—
熊本県	熊	○	—	—	—	—	○	○	—	—
大分県	大	○	—	—	—	○	○	○	○	—
宮崎県	宮	○	—	○	—	○	○	○	○	—
鹿児島県	鹿	○	—	○	—	○	○	—	○	—
沖縄県	沖	○	—	○	—	○	○	—	○	—
合計	連合	—	—	○	—	—	—	—	○	—
	計	47	0	36	0	44	47	27	20	0

2 福祉事業の平成 26 年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	4,259,768	負 担 金	28,829,537
厚 生 費	30,871,538	掛 金	27,827,207
旅 費	79,477	補 助 金	4,903,627
事 務 費	495,251	施 設 収 入	1,476,347
減 価 償 却 費	205,683	利 息 及 び 配 当 金	2,042,566
助 成 金 及 び 交 付 金	3,667	そ の 他	5,480,133
医 療 経 理 へ 繰 入	63,524		
宿 泊 経 理 へ 繰 入	3,147,547		
物 資 経 理 へ 繰 入	-		
そ の 他	27,228,677		
合 計 ( A )	66,355,132	合 計 ( B )	70,559,417
		差 引 ( B ) - ( A )	4,204,285

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	27,124,354	施 設 収 入	1,495,225
旅 費	35,369	保 険 患 者 収 入	2,067,197
事 務 費	192,613	一 般 患 者 収 入	114,712
事 業 用 消 耗 品 費	473,721	内 部 患 者 収 入	757,985
薬 品 費	8,293,624	検 診 収 入	211,724
医 療 材 料 費	4,236,415	老 人 保 健 患 者 収 入	-
飲 食 材 料 費	449,623	入 院 診 療 収 入	33,236,062
光 熱 水 料	1,302,022	外 来 診 療 収 入	16,132,814
減 価 償 却 費	3,720,408	雑 診 療 収 入	193,803
修 繕 費	622,647	利 息 及 び 配 当 金	317,755
内 部 患 者 割 引 費	-	保 健 経 理 より 繰 入	63,524
負 担 金	195,081	そ の 他	3,802,629
支 払 利 息	0		
そ の 他	13,726,195		
合 計 ( A )	60,372,072	合 計 ( B )	58,393,430
		差 引 ( B ) - ( A )	△ 1,978,641

## (3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	7,466,369	補 助 金	413,301
旅 費	58,737	寄 附 金	20,930
事 務 費	261,420	施 設 収 入	44,161,353
商 品 仕 入	1,477,687	商 品 売 上	2,068,321
事 業 用 消 耗 品 費	1,238,518	利 息 及 び 配 当 金	576,654
飲 食 材 料 費	8,037,292	賃 貸 料	1,091,879
光 熱 水 料	4,757,702	保 健 経 理 より 繰 入	3,147,547
燃 料 費	226,534	そ の 他	4,888,811
減 価 償 却 費	6,036,553		
修 繕 費	1,516,249		
賃 借 料	1,393,603		
委 託 管 理 費	3,178,535		
負 担 金	2,124,061		
支 払 利 息	136,483		
そ の 他	21,084,639		
合 計 ( A )	58,994,382	合 計 ( B )	56,368,796
		差 引 ( B ) - ( A )	△ 2,625,586

## (4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	43,328	補 助 金	-
旅 費	621	施 設 収 入	25,946
事 務 費	8,602	利 息 及 び 配 当 金	695,960
減 価 償 却 費	33,520	そ の 他	1,224,186
負 担 金	3,243		
支 払 利 息	208,145		
そ の 他	324,498		
合 計 ( A )	621,957	合 計 ( B )	1,946,092
		差 引 ( B ) - ( A )	1,324,135

## (5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,352,315	利 息 及 び 配 当 金	57,548,597
旅 費	22,513	保 険 手 数 料	35,002
事 務 費	165,847	そ の 他	2,107,364
支 払 利 息	43,570,059		
そ の 他	1,636,900		
合 計 ( A )	46,747,634	合 計 ( B )	59,690,963
		差 引 ( B ) - ( A )	12,943,329

## (6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,828,120	貸 倒 引 当 金 戻 入	1,846
厚 生 費	3,416	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	434,987
旅 費	26,123	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	0
事 務 費	179,831	保 険 料 充 当 金	1,453,254
保 険 料	3,637,222	保 険 負 担 金	-
貸 付 金 保 険 料	328,121	そ の 他	30,889,027
負 担 金	255,356		
支 払 利 息	18,569,771		
そ の 他	4,530,949		
合 計 ( A )	29,358,909	合 計 ( B )	32,779,114
		差 引 ( B ) - ( A )	3,420,205

## (7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	290,200	施 設 収 入	150,856
旅 行 費	4,367	商 品 売 上	4,212,422
事 務 費	39,280	商 品 販 売 益	94,775
商 品 仕 入	4,043,687	手 数 料	-
飲 食 材 料 費	20,408	販 売 手 数 料	4,710
販 売 費	5,458	受 託 商 品 手 数 料	421,148
減 価 償 却 費	6,413	利 息 及 び 配 当 金	67,749
負 担 金	65,499	広 告 料	4,776
支 払 利 息	219,551	保 健 経 理 より 繰 入	-
そ の 他	490,523	そ の 他	380,725
合 計 ( A )	5,185,386	合 計 ( B )	5,337,161
		差 引 ( B ) - ( A )	151,775

## (8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 行 費	-	利 息 及 び 配 当 金	6
事 務 費	86	そ の 他	4,749
支 払 利 息	4,715		
そ の 他	123		
合 計 ( A )	4,924	合 計 ( B )	4,755
		差 引 ( B ) - ( A )	△ 170

## Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

### 〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 26 年 4 月 1 日現在の地方議会議員の総数は 33,806 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,641 人、市議会議員共済会 19,829 人、町村議会議員共済会 11,336 人である。

### 〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成 23 年 6 月 1 日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 26 年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 25.9、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 52.8 となっている。

### 〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

平成 26 年度の収支の状況は、収入 797 億円、支出 801 億円で、差引 4 億円の赤字となっている。収入の主な内訳は、負担金 759 億円（全体の 94.8%）、利息及び配当金 5 億円（同 0.6%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 435 億円（全体の 54.3%）、退職一時金 151 億円（同 18.9%）、遺族年金 170 億円（同 21.2%）、遺族一時金 1 億円（同 0.1%）となっている。